

非 FIT 非化石証書売却仕様書

- 1 件名
非 FIT 非化石証書（再エネ指定無し）5,000,000 キロワットアワーの売却
- 2 数量（令和2年4月1日から12月31日までに発生したもの）
5,000,000kWh（再エネ指定無し）
- 3 所在地区分、企業規模
指定なし
- 4 非 FIT 非化石証書の利用期限
エネルギー供給構造高度化法における2020年度非化石電源比率の報告に利用可能
- 5 引渡期日
令和3年7月31日まで
- 6 履行場所
中区本町6丁目50番地の10 市庁舎23階 資源循環局施設課
- 7 支払方法
契約後、横浜市が定める納入通知書により速やかに契約金額を支払うものとする。
- 8 引渡方法
横浜市が支払確認後、本市と契約者双方が一般社団法人日本卸電力取引所へ非化石価値売買申請書の届出を行うことにより非化石価値の引渡しを行うものとする。
- 9 その他
 - (1) 非 FIT 非化石証書の売却を円滑に行うため、一般社団法人日本卸電力取引所に届出を行う際に必要な書類及び資料等は相互に提供しあうものとする。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項、または仕様書に定める事項で疑義を生じたときには、横浜市と協議するものとする。